学校における感染症と出席停止について

本日、お子様が下記の感染症に罹患されたとの連絡を受けました。この感染症は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。この期間は、欠席扱いになりませんので、治療に専念をしてください。

なお、登校する際には、下記の治癒証明書を学校へ提出してください。

◎出席停止の対象となる感染症の種類と、出席停止期間の基準は次のとおりです。

| 種 | 病 名 | 出席停止の基準 | |
|-----|--|---|--|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、 鳥インフルエンザ | 治癒するまで | |
| 第2種 | 新型コロナウイルス感染症 ※「治癒証明書」不要 インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く) ※「インフルエンザ罹患報告書」を提出 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を 経過するまで | |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで | |
| | 流行性耳下腺炎 | 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで | |
| | 風疹 水痘 | 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで | |
| | 咽頭結膜熱 結核 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで症状により学校医・その他の医師において | |
| 第3種 | 髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結 膜炎、その他の感染症 | 感染のおそれがないと認められるまで 症状により学校医・その他の医師において 感染のおそれがないと認められるまで | |

きりとり

治癒証明書

| | 井原市立美星小学校 | 年_ | 氏名 | |
|-------------|----------------|------------|-------|----------------------|
| 上記の児童は、(病名) | | ic. | より治療中 | ってありましたが、このほど治癒したので、 |
| 月 日から登材 | ささせて差し支えないものと言 | 認めます。 | | |
| | | ^ <i>-</i> | _ | — |

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印